

Japan Tax Update

<速報> 令和4年度税制改正大綱

全体概要

2021年12月10日に、自由民主党・公明党両党は、令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。

今回の与党税制改正大綱は、新型コロナウイルス感染症の終息後の未来を見据えて、岸田内閣が目指す「**新たな資本主義**」と「**成長と分配の好循環**」の実現を支援する目的があるようです。研究開発や人的資本の投資による中長期的な企業価値・成長力の向上やイノベーション創出だけでなく、従業員を含む多様なステークホルダーに対する企業活動によって生み出された収益の還元によって、社会を循環させることを積極的に促す内容が多く盛り込まれています。税制改正にあたっての基本的な考え方としては、次が挙げられています。

1. 成長と分配の好循環の実現
2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
3. 国際課税税制の見直し
4. 円滑・適正な納税のための環境整備
5. その他

以下、汐留パートナーズ税理士法人のメンバーが厳選した今回の主な改正項目の概要を説明いたします。今後の国会における改正法案審議の過程において、一部項目の修正等が行われる可能性がありますのでご留意ください。

法人課税

01 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改組

「成長と分配の好循環」の実現に向けて、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化することを目的としています。まず今回の見直しで、比較対象が「新規雇用者」から「継続雇用者」に戻ります。当期継続雇用者に対する給与等支給額が前期と比較して3%以上増加している場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除が可能となり、4%以上増加している場合は、税額控除率に10%加算することが可能となります。また、教育訓練費が前期比較で20%以上増加している場合は、5%加算できます。全ての要件を満たす場合において、最大30%の税額控除が可能です（控除税額は法人税額の20%が上限）。

資本金の額等が10億円以上、且つ常時使用する従業員数が1,000人以上の大企業については、適用の要件として、自社のコーポレートサイト等で賃上げ等の取り組みや方針等の公表を行った旨を経済産業大臣に届け出ている必要があります。また、これら大企業における研究開発税制やその他生産性の向上に関連する税額控除の租税特別措置の適用要件として、前事業年度の所得の金額が零を超える場合には、当期継続雇用者給与等支給額が前期と比較して増加割合が1%以上（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%以上）であることが定められています。

02 オープンイノベーション促進税制の拡充

企業の付加価値を向上させるべく、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションをさらに促進させることを目的としています。下記の通り税制の見直しが行われ、適用期限が2年延長されます。

- ① 出資対象となるスタートアップ企業のうち、設立日以後の売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字企業においては、設立15年未満（現行：10年未満）までに要件を緩和する。
- ② 出資した法人は取得株式の25%以下の金額を特別勘定として経理し、5年以内に対象法人が任意に特別勘定を取り崩す場合においては、取り崩す金額を益金算入する必要があるが、この期間を3年に短縮する。これに伴いオープンイノベーションに向けて取り組んでいる証明要件の範囲も3年に短縮する。

03 中小企業における所得拡大促進税制等

ポストコロナを見据えて、地域経済の中核を担う中小企業の生産性の向上や経営基盤の強化を支援していくことを目的としています。

- ① 中小企業における所得拡大促進税制の税額控除率の上乗せ措置について下記の通り見直しが行われ、適用期限が1年延長されます。
 1. 雇用者給与等支給額が前期と比較して2.5%以上増加した場合には、税額控除率に15%を加算する。
 2. 教育訓練費の額が前期と比較して10%以上増加している場合には、税額控除率に10%を加算する。
- ② 交際費等の損金不算入制度について適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限も2年延長されました。

04 円滑・適正な納税のための環境整備

納税者の公平性を期すため、記帳義務や申告義務を適正に行うという観点から、下記の取扱いが見直されました。

- ① 事実の隠蔽・仮装が認められる確定申告書の提出、または無申告の場合において、法人が保存している帳簿等で内容を明らかにできない売上原価や販管費等については所得金額の計算上、損金算入不可とする。
- ② 少額の減価償却資産（取得価格10万円未満）・一括償却資産のうち、貸付けの用に供する資産については対象外とする。

05 グループ通算税制の施行

グループ通算制度の施工に伴い、下記の通り見直しが行われました。

- ① グループ離脱時においては、通算子法人株式の譲渡原価の計算を税務上の簿価純資産をもとに計算する仕組みとなっていたが、計算に関する明細書を確定申告書に添付すること等によって、離脱時、その通算子法人の簿価純資産価額に資産調整勘定等対応金額を加算することが可能となる。
- ② 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度については、帳簿価額1,000万円未満の営業権は時価評価資産から除外されない。

消費課税

01 適格請求書等保存方式に係る見直し

適正な課税を確保する観点から、令和5年10月に施行される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な制度移行に向けて、見直しが行われました。令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日に属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、その登録日から当該事業者となることができるようになります。また、上記規定の適用を受けて課税事業者となった場合には、その登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、強制的に課税事業者に該当することとなります。

納税環境整備

01 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

適正な記帳や帳簿保存の徹底を目的として、税務調査等の際に該当する帳簿を提出しなかった場合や、売上金額等の記載が著しく不十分な場合には、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額に、記載漏れの度合いに応じて当該申告漏れ等に係る税額の5%~10%を加算することとなります。

02 財産債務調書制度等の見直し

提出期限を緩和し、提出義務者の事務負担軽減を図りつつ、適正な課税を確保する観点から下記の見直しが行われました。

① 財産債務調書の提出義務者の見直し

現行の財産債務調書の提出義務者に加え、財産価額の合計額が10億円以上である居住者も提出義務者となる。

② 財産債務調書等の提出期限の見直し

財産債務調書の提出期限について、翌年の3月15日から翌年の6月30日に変更となる。

03 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための有恕措置の整備

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの期間については経過措置が制定されます。納税地等の所轄税務署長が保存要件に従って保存することができなかったことについて「やむを得ない事情がある」と認め、保存義務者が税務調査等の際に「印刷した出力書面を提示できる」場合には、保存要件を満たすこととします。

【法人課税】 【消費課税】 【納税環境整備】 概要の執筆者



藤井 淳平 Fujii Junpei

汐留パートナーズ税理士法人 マネージャー Manager

2018年汐留パートナーズ税理士法人に入社。主に上場企業、上場子会社及びIPO準備会社に対して、連結納税や組織再編税制関連を含む税務アドバイザーサービスを提供している。また、社団法人や公益法人等の特殊法人にも精通しており、税務の範疇を超えたアドバイザーも行っている。税理士。

国際課税

01 国際課税制度の見直し

経済のグローバル化が進展し、デジタル技術が経済活動に浸透する中、モノを中心とした時代に形成された国際課税原則（PEが無ければ課税なし等）が適切に機能せず、市場国で公平に課税を行えないといった問題が顕在化してきています。

本年2021年10月、OECD/G20【BEPS 包括的枠組み】において国際的な合意がまとめられました。1つ目はPEなければ課税なしとされ、100年来続いてきた国際課税原則を見直し、市場国に新たな課税権を分配するもの、そして2つ目はグローバル・ミニマム課税の導入です。今後、本国際合意の実施に向け、多国間条約の策定・推進や、国内法の改正が行われることとなっております。また、コロナ後において見込まれる国境を越えたビジネスや人の往来の再拡大を踏まえ、非居住者の給与課税のあり方について今後検討を行っていくとされています。

02 過大支払利子税制の見直し

外国法人の法人税の課税対象とされる下記の国内源泉所得に係る所得の金額についても過大支払利子税制を適用することとなります。

- ① 国内にPE（恒久的施設）を有しない外国法人に係る国内源泉所得
- ② 国内にPEを有する外国法人のPE帰属所得以外の国内源泉所得

03 子会社株式簿価減額特例の見直し

子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置について見直しが行われました。具体的には、適用除外要件の判定に際しての特定支配日利益剰余金額要件で事業年度期首から対象配当等の額を受けるまでの期間内にその子法人の利益剰余金の額が増加した場合には、直前事業年度の利益剰余金の額に期中増加利益剰余金額を加算することができることとされました。また、適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた本制度の回避を防止するための措置についても見直しが行われます。上記の改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用されます。

【国際課税】 概要の執筆者



松橋 亮太 Matsuhashi Ryota

汐留パートナーズ株式会社 執行役員 Executive Director

2012年汐留パートナーズグループに入社。2020年汐留パートナーズ株式会社執行役員に就任し、営業戦略室長を務め、マーケティング活動を通じて会計税務事業部の拡大に貢献。上場企業、上場子会社及びIPO準備会社を担当し、クロスボーダーに取引を行う企業に対する国際税務アドバイザーもしている。

個人所得課税

01 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について (住宅ローン控除の見直し)

適用期限を令和3年12月31日から令和7年12月31日まで4年延長することと共に、住宅の種類・居住年によって以下の通り控除率・控除期間について改正がありました。控除率は現行の1%から0.7%に引き下げられ、適用対象者の所得要件についても3,000万円から2,000万円以下に引き下げられることとなります。面積要件については、40㎡以上50㎡未満は所得制限1,000万円以下の方に限り新築住宅に対し控除申請を適用することが可能となり、中古住宅の築年数要件については、廃止することとなりましたが、新耐震基準に適合している住宅が適用対象となります。

適用住宅	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅等以外の住宅	令和4～5年	3,000万円	0.7%	13年
認定住宅等以外の住宅	令和6～7年	2,000万円		10年
認定住宅	令和4～5年	5,000万円		13年
	令和6～7年	4,500万円		
ZEH水準 省エネ住宅	令和4～5年	4,500万円		
	令和6～7年	3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和4～5年	4,000万円		
	令和6～7年	3,000万円		

02 上場株式等に係る 配当所得等の大口 株主の範囲見直し について

上場株式等の配当等について大口株主が受ける配当等については、総合課税により課税されることとなりますが、今回この大口株主の範囲について見直しが行われました。

- ① 従来：発行済株式の3%以上を保有する個人
- ② 改正後：個人保有の株式に加え、その株主が支配関係を持つ同族会社がその株式を保有していた場合も3%の範囲に含まれる。

なお上記改正については、令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等について適用があります。

03 配当等に係る所得 税の源泉徴収に ついて

令和5年10月1日以後に支払いを受ける以下の会社からの配当等については、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととなります。

- ① 完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等
- ② 配当等の基準日において株式等の保有割合が3分の1超であるその法人からの株式等に係る配当等

04 納税地の変更等があった場合の届出について

令和5年1月1日以後に納税地の変更や異動があった場合に提出する届出書については、その届出について提出が不要となります。

資産課税

01 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年間延長し、非課税限度額はそれぞれ次に定める金額となります。

- ① 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋：1,000万円
- ② 上記①以外の住宅用家屋：500万円

なお、受贈者の年齢要件を現行の20歳以上から18歳以上に引き下げ、上記改正は令和4年1月1日以後（年齢要件については同年4月1日）に贈与により取得する住宅取得等式に係る贈与税について適用され、相続時精算課税制度の特例措置についても同様となります。

02 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が1年間延長されました。

【個人所得課税】 【資産課税】 概要の執筆者



出口 拓矢 Deguchi Takuya

汐留パートナーズ税理士法人 アシスタントマネージャー Assistant Manager

汐留パートナーズ税理士法人所属、相続診断士。主に中堅法人、IPO準備会社等に対して、法人・個人の枠を超えたアドバイザリーサービスを提供している。特に資産税関係の税法に精通しており、汐留パートナーズのクライアント全般に対して株価算定・事業承継等のアドバイザリーを横断的におこなっている。

発行

汐留パートナーズ株式会社 [🔗](#)

汐留パートナーズ税理士法人 [🔗](#)

〒104-0061

住所：東京都中央区銀座7-13-8 第二丸高ビル4階

TEL：03-6228-5505（代表）

サービス概要

- [国内税務サービス](#) [🔗](#)
- [国際税務サービス](#) [🔗](#)
- [M&A・組織再編・事業承継サービス](#) [🔗](#)
- [アウトソーシングサービス（BPO）](#) [🔗](#)

※各種サービスの詳細は、上記をクリックしてください